

◇◇◇◆◇◆◇◆◇◇◇◇◆◆◆◆◇◇◇◇◆◇◆◇◆◇◇

FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第1073号 (一部抜粋)

◇◇◇◆◇◆◇◆◇◇◇◇◆◆◆◆◇◇◇◇◆◇◆◇◆◇◇

令和7年6月11日

~~~~~

## 5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

### ◆ FAMIC ホームページ相談事例集の追加事例について ◆

~~~~~

FAMIC では、事業者の皆様から寄せられた日本農林規格（JAS）などへの相談・お問い合わせの中から有機農産物や有機加工食品に関する事例のなかで重要と思われる事例やお問い合わせの頻度の高い事例について Q&A 形式の相談事例集を作成し、ホームページに掲載しています。また、毎年度、新たな事例の追加や既存の収録内容の精査を行い、最新の情報を提供しています。

今回は、本年3月に追加した事例の一部をご紹介します。

Q. 下水汚泥を原料とした下水汚泥肥料は、有機農産物の日本農林規格では使用できませんが、なぜ使用できないのか、理由を教えてください。

A. 下水汚泥肥料の原材料が天然物質及び天然物質に由来するもので、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及び組換え DNA 技術が用いられていないものであれば、有機農産物 JAS で使用できますが、現実的には汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。

- 参考：有機農産物の日本農林規格（JAS1605） 3.4「使用禁止資材」、5.7「ほ場における肥培管理」（農林水産省）
- 参考：有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の JAS の Q&A 問 16-14（国税庁・農林水産省 令和6年7月現在）